

経済対策で造成した基金の制度見直し及びさらなる積み増しを求める意見書

平成19年のアメリカにおける住宅バブル崩壊、平成20年のいわゆるリーマンショック以降、日本の経済成長率は戦後最大のマイナス4.1%を示し、日本経済は未曾有の危機に直面した。この危機を脱するため、当時の政権与党である麻生政権は、平成20年8月の「安心実現のための緊急総合対策」以来、計4度の経済危機対策を打ち出し、その総額は、金融措置を含む事業規模で132兆円に及んだところである。

本県においても、国の経済対策により創設した交付金により、平成21年6月補正からこれまで総額で873億円の基金を積み、地域の安定的な雇用機会の創出をはじめ福祉医療分野への支援、地球温暖化対策等の環境対策等の施策推進のため、効果的に活用してきたところである。

しかしながら、これらの基金の中には平成23年度末を活用期限としているものがあり、本年度末までに執行されない場合、残額は国に返納しなければいけないとされている。

一方、今回の東日本大震災による地域経済への影響は、被災地にとどまらず、広く全国に及んでいる。今後、景気の先行きは、生産活動が回復し、徐々に持ち直していくことが期待されるが、一方で急激な円高による企業の採算悪化や国際競争力の低下、さらには産業の空洞化が進み、我が国の経済活力や雇用の喪失が懸念されることから、地方においては、即効性と持続性を持った的確な経済対策、雇用対策を迅速に実施することが強く求められている。

また、地方の財政事情は、現状においても逼迫しており、的確な対策が講じられなければ経済活力等の喪失により、地方自治体の財政がより一層深刻化することが懸念される。

よって、国におかれては、逼迫した地方財政の実情や経済対策等の迅速な実施の必要性にかんがみ、下記の事項について取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 国が経済対策により創設した交付金による基金事業については、その全額が有効に活用されるよう、次のとおり見直しを図ること。
 - (1) 現在積み立ててある基金の執行残額について、地域の実情や創意工夫に応じて、弾力的かつ機動的に運用できるよう措置を講じ、返還を求めるといったことのないよう見直しを図ること。
 - (2) 基金事業の活用期限について、事業の進捗状況に応じて、必要なものは期間を延長すること。
 - (3) 基金事業をより一層効果的に活用できるよう、地域の実情に応じて、要件緩和等の見直しを行うこと。
- 2 地方財政は、今後さらなる税収低下により、より一層深刻化する懸念があること、また地方においては、経済活力や雇用の喪失への対応のため、即効性と持続性を持った経済対策や雇用対策を行う必要があることから、緊急雇用創出基金等をはじめとした基金事業について、さらなる基金の積み増しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月7日

熊本県議会 議長 馬場成志

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
財務大臣	安住淳様
文部科学大臣	中川正春様
厚生労働大臣	小宮山洋子様
農林水産大臣	鹿野道彦様
環境大臣	細野豪志様
内閣府特命担当大臣	古川元久様

(経済財政政策)